平成２８年（フ）第２０２０号
名古屋市西区清里町69番地の88　市営比良荘中４棟409号
債務者　アイカことアイカ・リサイクル・ジャパンこと　池田　孝弘
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０２１号
名古屋市西区清里町69番地の88　市営比良荘中４棟409号
債務者　池田ルミ子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０８１号
名古屋市港区宝神２丁目2607番地　トゥリリオン103号
債務者　白鳥ひとみ
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２７号
松江市宍道町東来待27番地４
債務者　勝部　真澄
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２９５号
北海道上川郡鷹栖町北１条１丁目３番２―204号
債務者　日蔭　　悟
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
北海道旭川市豊岡15条６丁目２番１―124号
市住１―124
債務者　小野寺典子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
北海道旭川市大町１条８丁目20番地の79　ホワイト館204
債務者　東海林達也
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３１号
東京都八王子市上柚木３丁目５番地９―606
債務者　堀内　　仁
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
東京都八王子市上柚木３丁目５番地９―606
債務者　堀内真祐子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９号
沖縄県うるま市字高江洲953番地１　プルメリア３Ｃ・102
債務者　大田容詞子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４号
沖縄県宜野湾市真志喜３丁目22番16―201号マリンビューマシキ
債務者　松本　瑞希（旧姓宮里）
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第４号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林407番地２
コーポミサキＡ―202号
債務者　松島舞つり
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４号
大分県中津市大字高瀬1320番地　市営田能住宅13号
債務者　足立　直彦
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月20日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１７４号
東京都小平市学園西町１丁目21番15―206号
債務者　長谷川明彦
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２７号
静岡県藤枝市瀬戸新屋３番地の18
債務者　吉田みゆき
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月17日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部